第二条　定義

1　前条1の規定の適用上、

(a)　「営業所」とは、当事者が二以上の営業所を有する場合には、和解合意の締結時に当事者双方が知り、又は想定していた事情に照らして、当該和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係を有する営業所をいう。

(b)　当事者が営業所を有しない場合には、その常居所を基準とする。

2　和解合意が「書面」によるとは、当該和解合意の内容がその形式のいかんを問わず記録されていることをいう。和解合意が書面によるものでなければならないとの要件は、電子的な通信に含まれる情報が事後の参照のためにアクセス可能である場合には、当該電子的な通信によって満たされるものとする。

3　「調停」とは、使用される表現又は手続が実施される根拠のいかんを問わず、紛争の当事者が、当該当事者に解決を強制する権限を有しない第三者（以下「調停人」という。）の支援を得て、当該紛争の友好的な解決を図る手続をいう。

第三条　一般原則

1　各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行するものとする。

2　当事者が和解合意によって解決されたと主張する事項に関して紛争が生ずる場合には、締約国は、当該当事者に対し、当該事項が既に解決されていることを証明するため、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、当該和解合意を援用することを認めるものとする。

第四条　和解合意の援用のための要件

1　この条約に基づいて和解合意を援用する当事者は、救済を求められた締約国の権限のある機関に対し、次に掲げるものを提出する。

(a)　当事者が署名した和解合意

(b)　和解合意が調停によるものであることについての証拠（例えば、次に掲げるもの）

(i)　和解合意への調停人の署名

(ii)　調停人が署名した文書であって、調停が実施されたことを明示するもの

(iii)　調停を運営した機関による証明書

(iv)　(i)から(iii)までに掲げるものが存在しない場合には、権限のある機関にとって受入れ可能なその他の証拠

2　和解合意が当事者又は適当な場合には調停人により署名されたものでなければならないとの要件は、電子的な通信については、次のいずれにも該当する場合には、満たされるものとする。

(a)　当事者又は調停人を特定し、及び当該電子的な通信に含まれる情報に関する当該当事者又は当該調停人の意図を明示する方法が用いられていること。

(b)　用いられている方法が次のいずれかに該当すること。

(i)　関連する合意を含む全ての状況に照らして、当該電子的な通信が生成され、又は伝達された目的に対して十分な信頼性を有すること。

(ii)　当該方法自体により、又は追加的な証拠と併せて、(a)に規定する機能を果たしていることが現に証明されていること。

3　和解合意が救済を求められた締約国の公用語によるものでない場合には、権限のある機関は、当該和解合意の当該公用語への翻訳文を求めることができる。

4　権限のある機関は、この条約に定める要件が満たされていることを確認するために必要な文書を求めることができる。

5　権限のある機関は、救済の請求を検討するに当たり、迅速に行動するものとする。

第五条　救済の付与の拒否事由

1　前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関は、当該救済が不利益に援用される当事者の要請により、当該当事者が当該権限のある機関に対し次のいずれかのことについての証拠を提出する場合に限り、救済の付与を拒否することができる。

(a)　和解合意のいずれかの当事者の行為能力に制限があったこと。

(b)　援用される和解合意が次のいずれかに該当すること。

(i)　当事者が当該和解合意の準拠法として有効に指定した法令（その指定がなかったときは、前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関が適用すべきものと判断した法令）によれば、無効であるか、失効しているか、又は履行不能であること。

(ii)　当該和解合意の文言によれば、拘束力を有しないか、又は最終的なものでないこと。

(iii)　事後に修正されたこと。

(c)　和解合意における義務が次のいずれかに該当すること。

(i)　既に履行されたこと。

(ii)　明確でないか、又は理解可能でないこと。

(d)　救済の付与が和解合意の文言に反すること。

(e)　調停人が調停人又は調停について適用される規範に対する重大な違反を行い、かつ、当該違反がなかったとしたならば当該当事者が和解合意を締結することはなかったであろうこと。

(f)　調停人がその公平性又は独立性に関して正当な疑念を生じさせる状況を当事者に開示せず、かつ、その不開示がなかったとしたならばいずれかの当事者が和解合意を締結することはなかったであろう重大な又は不当な影響を当該いずれかの当事者に与えたこと。

2　前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関は、次のいずれかのことを認める場合においても、救済の付与を拒否することができる。

(a)　救済の付与が当該締約国の公の秩序に反すること。

(b)　当該締約国の法令によれば、紛争の対象である事項が調停による解決が不可能なものであること。